

吹田市 地域生活支援拠点等事業概要（案）

令和6年 月
吹田市障がい福祉室

Ⅰ 地域生活支援拠点等について

Ⅰ-Ⅰ 地域生活支援拠点等とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

Ⅰ-2 求められる5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・相談支援事業所を中心とした、障がい児者やその家族、支援者が相談できる体制の下、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

緊急時の受け入れ先の利用調整、又は短期入所等の活用により、介護者の急病や障がい者の状態変化等に伴う緊急時の受け入れ、必要な支援の提供を行うとともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを持つ者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター・各障がい者相談支援センター・各相談支援事業所を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 吹田市の整備状況と今後の方向性

2-Ⅰ 吹田市の現状と課題

・平成28年、多機能型拠点施設として「みんなのき」を整備しました。

しかし、市の規模に対して1つの拠点で担う役割が大きすぎることや、コロナの影響、人材不足の課題があります。

・吹田市の要領未整備のため、地域生活支援拠点等の認定が現状ではできず、加算が取得できません。

・緊急時の担い手不足、体制について検討が必要です。

2-2 今後の方向性

→多機能型に面的整備型を加え、既存の資源を生かしながら担い手を増やしていきます。
→地域生活支援拠点等の要領を整備します。

2-3 吹田市地域生活支援拠点等イメージ図

吹田市は多機能型+面的整備型として、整備を促進します。

○多機能型

- ・機能強化を図るため、5つの機能を集約
- ・ワンストップで相談から緊急対応まで対応

○面的整備型

- ・地域において、複数の機関が分担して機能を担う体制
- ・既存の地域資源を有効活用できる。
- ・さまざまな事業所と連携することで、さまざまな障がい種別に対応できる。



+

面的整備

①相談

②緊急時の受け入れ・対応

③体験の機会・場

④専門的人材の確保・養成

⑤地域の体制づくり



連携

①相談



相談支援事業所

基幹相談支援センター

障がい者相談支援センター



②緊急時の受け入れ・対応



短期入所



共同生活援助



その他各事業所

③体験の機会・場



短期入所



共同生活援助



日中活動系事業所等

④専門的人材の確保・養成

各種研修の実施
資格取得支援

⑤地域の体制づくり

居場所づくり・連携

3 吹田市地域生活支援拠点等の認定について

3-1 認定の要件

吹田市は、「②緊急時の受け入れ・対応」を含む2つ以上の機能を担う事業所を地域生活支援拠点等として認定します。

「緊急時」とは「3-2 緊急の定義」をさします。

3-2 緊急の定義

- ・当事者及び介護者による対応が困難な状況（状態像の変化等）
- ・介護者による介護等を行うことが不十分若しくは、介護等を行う者がいない状況（家族等の死亡、急な入院等）
- ・介護者による介護等を行うことが適切でないと判断される状況（虐待等）

3-3 拠点事業所の認定手順

※地域生活支援拠点等の機能を担う事業所になるためには

- 1 運営規程の変更
- 2 障がい福祉室へ届出書の提出
- 3 認定（障がい福祉室から認定通知書の送付及び市ホームページ掲載）
- 4 「運営規程の変更届」、「加算届」、「認定通知書のコピー」を福祉指導監査室へ提出

が必要となります。

